

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

7 再委託の禁止

受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の同意がある場合を除き、その処理を第三者に委託してはならない。

8 作業場所の特定

受注者は、この契約による業務を行うための作業場所を特定し、発注者の同意がある場合を除き、業務の従事者は外部に業務データ等を持ち出してはならない。

9 資料等の返還等

受注者は、この契約による業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが作成し若しくは収集した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

10 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

1.1 実地調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査をすることができる。

1.2 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。